

障害児通所支援事業の質の向上について（中間報告）

広島県障害者自立支援協議会「療育部会」 平成 28 年度中間報告
平成 29 年 3 月

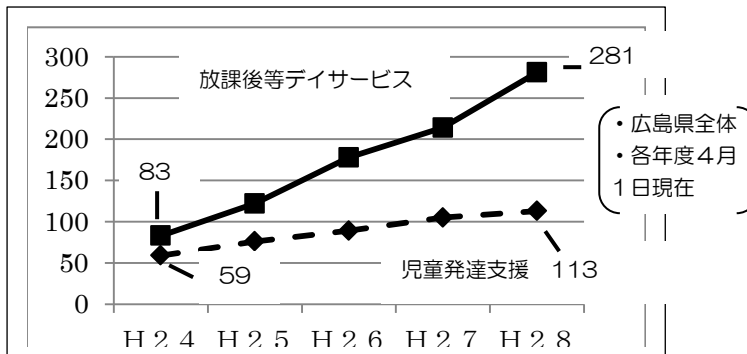
経緯と現状

1 障害児通所支援制度

- 福祉型児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援

平成 24 年度に、児童福祉法改正により、再編された。

2 事業所数の推移（児童発達支援、放課後等デイサービス事業所数）



課題

○障害児通所支援事業の質の向上が課題となっている。

○中でも放課後等デイサービスについては、主に利潤を追求し、児童に対する支援が疎かになり、支援の質が低い事業所や適切ではない支援を行う事業所が、全国的に増えているとの指摘がある。（厚生労働省社会保障審議会障害者部会）

◆障害児通所支援事業所の処分状況（H26 年度、全国）
取消件数：11 件
特別監査の実施件数：117 件

これまでの対応

【国】

1 「放課後等デイサービスガイドライン」の策定（平成 27 年 4 月）

- 知識や支援技術の向上
- 子どものニーズや事業所自己評価を踏まえ、適切な支援の提供と支援の質の向上
- 子どもと保護者に対する説明責任、法令遵守 等

2 人員基準等の引上げ（平成 29 年 4 月～）

- 放課後等デイサービス事業の人員基準の改正（児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者）
- 児童発達支援管理責任者の要件の改正（障害児、児童又は障害者支援の従事期間が3年以上）

3 「児童発達支援ガイドライン」の策定検討（平成 29 年 6 月策定予定）

【県】

◆「放課後等デイサービス事業の質の向上について」運営状況調査及び提言とりまとめ（広島県障害者自立支援協議会「療育部会」平成 27 年度報告書）

【アンケート調査結果】

- 研修の実施状況
 - ・「研修を実施していない」事業所が、14.6%
- 子どもと保護者に対する説明責任、法令遵守
- 放課後等デイサービスガイドラインの活用状況
 - ・「読んでいない」事業所が、22.6% 等

【提言】

- 従業者の資質向上に資する研修等の充実及び情報提供
- 放課後等デイサービス事業所と学校及び関係機関との連携強化
- 放課後等デイサービスガイドラインの活用の促進指導

障害児通所支援の課題と質の向上に向けた取組検討

【質の向上に係るアンケート調査】

○県内の障害児通所支援事業所の 335 事業所に対して、運営状況及び支援の質の向上策の取組状況等について、調査（広島市含む。保育所等訪問支援を除く）
〔回答事業所数〕 263 事業所（回答率：78.5%）

○調査結果から見える主な課題

◆所内研修の実施状況

実施していない 10.2%



◆療育技術について

「あまり技術がない」又は「不十分である」 23.7%



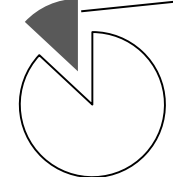
◆学校との連携

連携したいができていないことがある 55.1%



◆保護者支援・情報提供の実施状況

実施していない 13.1%



【主な課題】

事業所運営	職員	課題
職員の資質向上	職員	・障害児の障害特性に応じた療育の質の向上のためには、職員一人一人の意識やスキルアップの向上が必要である。
人材育成	職員	・職員の入職率や定着率が低く、専門性のある有資格者や経験者の確保が難しい上、新規職員を十分に育成できない。
職場環境	職員	・人材の不足により、業務の多忙化・情報共有の希薄化が生じている。リーダーシップを取れる人材が少ない。
支援内容	療育・活動内容	・障害児の障害特性に合った療育を提供するために、アセスメントする力の向上や作業療法、言語療法、音楽療法等の療育内容の工夫・充実が必要である。 ・児童の放課後生活の充実に向けての活動内容の工夫が必要である。
	保護者支援	・保護者へのより充実した支援や保護者の理解、協力を得る必要がある。
制度	他機関連携	・他の事業者と情報の交換・共有が不足している。学校の先生に、事業をまだあまり知られていないことや、相談支援事業所の業務多忙等の理由から、学校等の他機関との連携が十分できていない。 ・連携会議の充実が必要である。
	設備・環境	・事業所が狭隘のため療育内容が限定的になっている。
地域	設置基準	・事業所が増加する一方で、質の確保が疎かになっている実態もあるため、設置基準の厳格化が必要である。（平成 29 年度から児童発達支援管理責任者及び指導員の資格要件を厳格化）
	地域の課題	・児童発達支援センターによる地域支援連携体制を構築する必要がある。 ・地域ごとの事業所の偏在により近隣に事業所が少ないため、待機児童が発生し、療育を必要としている障害児の受入ができていない。

質の向上の方向性及び方策（案）

方向性（案）

◆障害児通所支援事業所の職員一人一人が、常に利用児童の最善の利益を保障することを念頭に置き、知識及びスキルの向上が図られる体制を整える。

- 障害児の最善の利益を保障し、その保護者の意思を尊重する
- 関係機関と連携を図り、障害児の成長・発達段階に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立って、効果的に障害児通所支援を行う。
- 提供する障害児通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図る。

方策（案）

- 各事業所における人材育成の仕組みの構築
 - ・研修の機会の確保と研修情報の一元的な提供と参加促進
 - ・支援の質の評価・改善 等
- 児童発達支援センター等を中心とした地域支援連携体制の構築
 - ・児童発達支援センターによる地域の障害児通所支援事業所への援助、助言等の重層的な障害児支援の体制整備（障害福祉計画による）
- 地域の事業所間及び関係機関との連携支援
 - ・ケース会議や自立支援協議会等の関係機関等の連携会議の充実
 - ・事業所連絡会等の自主組織による活動の活性化
- 先進的及び効果的な事例の情報発信（①、②、③いずれも）